

・死亡届の提出が遅れることにより県の過払金件数が毎年約10件ほど発生。

【過払金が生じた場合の事務処理の流れ】

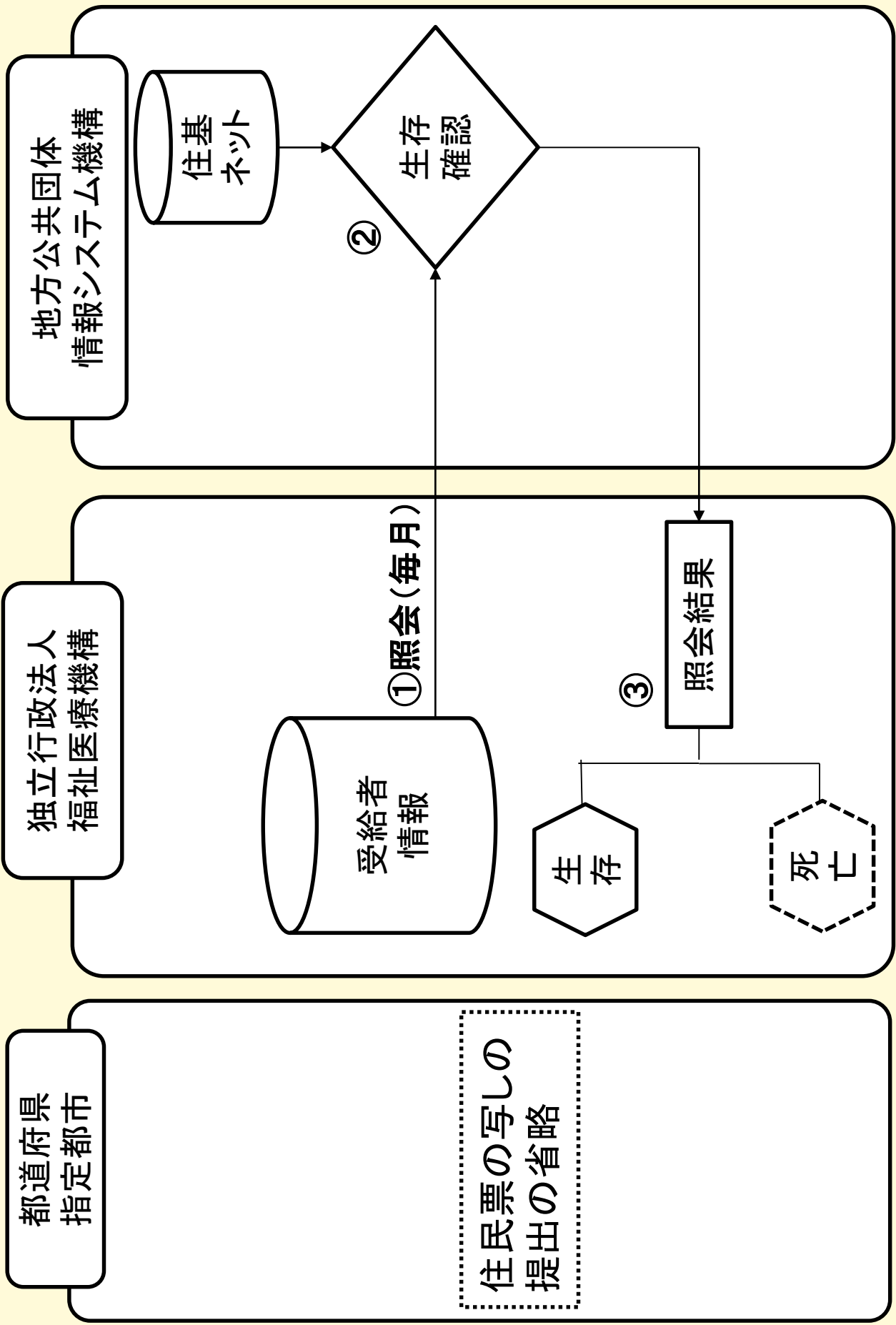
	対応内容
1 市町	受給者の遺族を特定、状況説明
2 県	過払金返還通知（納入通知書）の送付
3 県民	金融機関で返還処理

・返還処理に応じていただけない場合もあり、県、市町間で連携し、定期的に電話による状況把握や家庭訪問を行い、適切な回収に努めているが、負担となっている。

・心身障害者扶養共済制度における現況届及び死亡届の提出は全国共通の事務であることから、全国の受給者の情報を把握している「独立行政法人福祉医療機構」から全国サーバを管理している「地方公共団体情報システム機構」に受給者情報を提供し、全国の受給者の生存状況について、一括して住基ネットによる確認を定期的に行えるようにすることで、住民票の写しの提出を省略する。（福祉医療機構から住基ネットでの確認情報を地方公共団体に提供いただければ、地方公共団体の事務負担の軽減につながることも期待される。）

（参考）地方公共団体情報システム機構の役割

全国サーバを設置し、全国の住民の本人確認情報の記録・保存や、国の行政機関等の年金等の支給事務等の事務処理に関し、求めがあれば、本人確認情報を提供する等、全国的に一括して処理を行う機関。



- ・年金業務の実施に当たっては、住基ネットの本人情報（氏名、生年月日、性別、住所の4情報）を活用し、受給者の把握を行っている。

地方公共団体情報システム機構から本人情報を提供し、本人の生存、所在等を確認

- (1) 年金請求時の住民票の写しの添付省略（平成15年10月～）
年金事務所において住基ネットを利用して本人確認を行うことにより、住民票の写しの添付を省略する。
※提案内容に含んでいないが、心身障害者扶養共済制度における年金請求等にも住民票の写し（加入者、受給者）を求められている。
- (2) 受給者の現況届の省略（平成18年10月～）
住基ネットで本人の生存確認ができた者は、毎年の現況届を省略。

その後も住所変更、死亡の確認にも利用することとなったため、住基ネット稼働当初（平成14年8月）から一貫して利用件数が増加している。

・全国全ての都道府県及び指定都市において、県外在住の受給者に係る住民票の写しの確認及び過払金に係る事務手続きが軽減されるとともに、県外在住の受給者やその家族にとっても、住民票の写しの提出が不要となるほか、死亡届の遅れにより過払金を戻入することも無くなることから、住民サービスの向上に繋がる。**また、死亡届、現況届の事務自体も不要になると考える。**

	H31.3.31時点における全国状況（実数）
受給者数	47,281人（愛媛県は1,651人）
加入者数	42,394人（愛媛県は1,894人）

※独立行政法人福祉医療機構 2018年度業務統計（心身障害者扶養保険事業）

住基ネットの活用により、

① 受給者

- ・現況届、死亡届の記入やポストへの投函
- ・現況届、死亡届送付に要する郵送切手代等（県外在住の受給者は住民票の写しの取得費用）
- ・住民票の写しを取得するために役所へ来庁する移動時間や交通費
- ・過払金が生じた場合、金融機関での返還処理 等の負担が減る。

（全国における県外在住の受給者数推計） $47,281 \times (114 / 1,651) \doteq \underline{\underline{3,265人}}$

② 自治体

- ・現況届、住民票の写しの回収、確認、独立行政法人福祉医療機構への提出データ作成等の事務処理
- ・過払金返還に伴う催促の電話、訪問 等の負担が減る。